

# 「累進歩合制度」は廃止しましょう！

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」

制定 平成 元年3月 1日基発第 93号

改正 平成 9年3月11日基発第143号

改正 平成11年3月31日基発第168号



自動車運転者の「賃金制度等」は、以下の点に留意してください。

## ○ 賃金制度等

**長時間労働やスピード違反、交通事故の発生が懸念**

そのため

歩合給制度のうち **累進歩合制度は廃止するもの**とされています！

### ※ 「累進歩合制度」とは

**累進歩合給制**は、運賃収入等をその高低に応じて数階級に区分し、階級区分の上昇に応じ逡増する歩率を運賃収入等に乗じて歩合給を算定する方式です（[裏面図1参照](#)）。

累進歩合給制ではありませんが、歩合給の額が非連続的に増減するもので、いわゆる「**トップ賞**」（水揚高等の最も高い者又はごく一部の労働者しか達成し得ない高い水揚高等を達成した者のみに支給）、**奨励加給**（水揚高等を数段階に区分し、その水揚高等の区分の額に達するごとに一定額の加算を行うもの）（[裏面図2参照](#)）等も、その効果として廃止すべき累進歩合制度に含まれます。

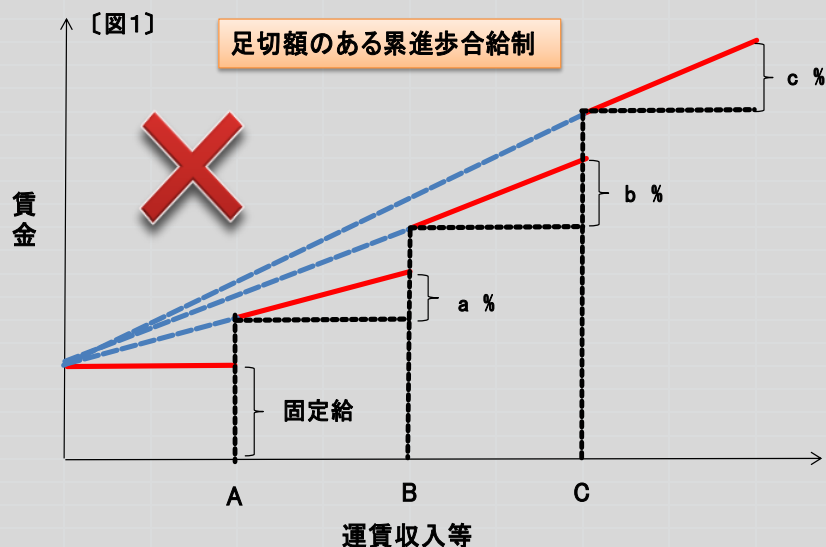


累進歩合制度は、「歩合給の額が非連続的に増減するもの」であり、運賃収入等の増額に応じて歩合率を高く設定する**積算歩合給制**（[裏面図3参照](#)）とは異なります。

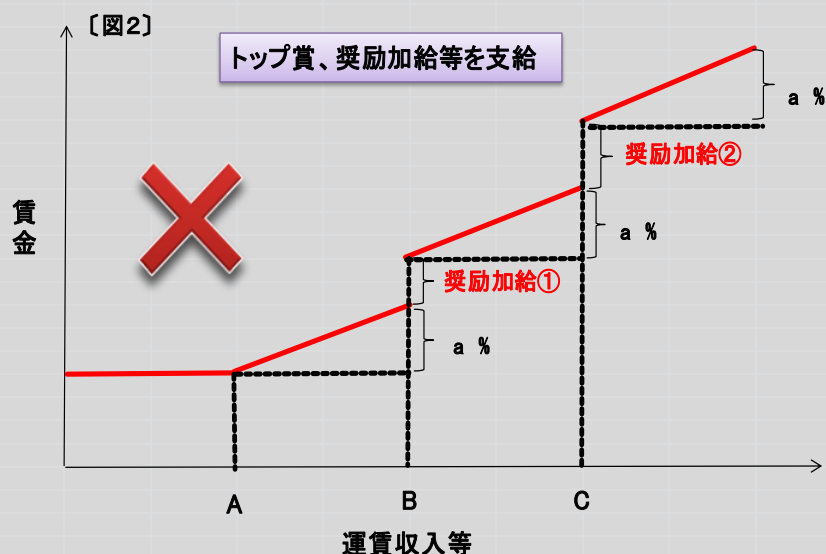


# 歩合給制度のうち「累進歩合制度」は廃止しましょう！

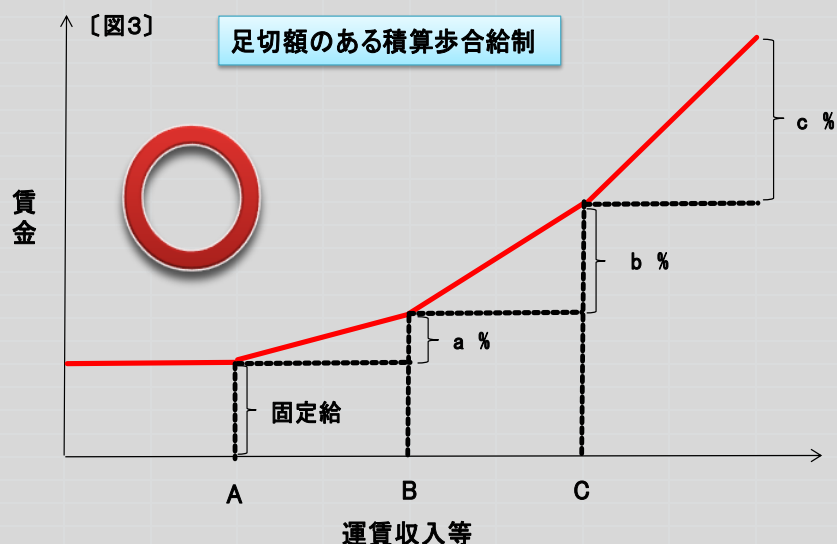
以下の〔図1〕及び〔図2〕が該当します。



- 運賃収入等がA以下の場合  
賃金＝固定給
  - 運賃収入等がAを超えB以下の場合  
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率a%
  - 運賃収入等がBを超えC以下の場合  
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率b%
  - 運賃収入等がCを超えた場合  
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率c%
- ( $a < b < c$ )



- 運賃収入等がA以下の場合  
賃金＝固定給
- 運賃収入等がAを超えB以下の場合  
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率a%
- 運賃収入等がBを超えC以下の場合  
賃金＝固定給＋奨励加給①＋運賃収入等×歩率a%
- 運賃収入等がCを超えた場合  
賃金＝固定給＋奨励加給①＋奨励加給②＋運賃収入等×歩率a%



- 運賃収入等がA以下の場合  
賃金＝固定給
- 運賃収入等がAを超えB以下の場合  
賃金＝固定給＋(運賃収入等－A)×歩率a%
- 運賃収入等がBを超えC以下の場合  
賃金＝固定給＋(B－A)×歩率a%＋(運賃収入等－B)×歩率b%
- 運賃収入等がCを超えた場合  
賃金＝固定給＋(B－A)×歩率a%＋(C－B)×歩率b%＋(運賃収入等－C)×歩率c%